

4 人権ともなに伴う義務と責任きょうじゆ ～人権を享受するだけでいいの?～

この節のポイント

 「人権」は後世に引き継がなければならない財産である

 「人権」を保持するためには途切れることのない努力が必要である

 権利の利己的な行使(濫用)は許されない

 国民の義務: 「教育の義務」 「勤労の義務」 「納税の義務」

「人権」を保持していくためには

これまで説明してきたように「人権」が非常に大切なものだからこそ、「人権」をただ享受するという受身の姿勢だけではそれを保持していくことはできません。

日本国憲法第97条は、基本的人権は「人類の多年にわたる自由獲得かくとくの努力の成果」であり、「過去幾多いくたの試練に堪え」てきたものであるとっています。

また、第12条では、この基本的人権を「国民は不断の努力によつて、これを保持しなければならない。」とっています。

なぜ、人権は大切なものとされているの?

それは、今、私たちが、あって当たり前と考えている「人権」というものが、人類の歴史の中では決して当たり前とされてきたものではなく、その時代、時代の権力者に対して「人権」を求めて抵抗してきた多くの人々の血と汗と涙の結晶であるとともに、**未来の世代へ引き継いでいかなければならない財産**だからなのです。

なぜ、人権を守るために途切れることのない努力が必要なの?

それは、「人権」というのは、ただ、そこに当たり前のようにあるものではなく、**日々実現していかなければならないもの**だからです。「人権」は自動的に保障されるものではありません。「人権」が侵害しんがいされないように、絶えず監視かんしをして、自分や他の人々の人権が無視されたり、抑圧よくあつされたりした場合には、積極的にそれに抵抗する精神を持たなければ、「人権」を保持していくことはできないのです。



権利の濫用

日本国憲法第12条は、「国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」といっています。「これ」というのは、日本国憲法が国民に保障する自由及び権利のことです。

日本国憲法は、個人主義を宣言しています（第13条）が、その個人主義は、自己の利益だけを追求し、他人の利益を軽視あるいは無視をする利己主義（エゴイズム）とは全く別のものです。ですから、人権を行使するにあたっては、当然、人権本来の目的から外れるような利己的な行使（濫用）は許されません。

憲法に定められている義務

憲法には、憲法第12条以外にも国民の義務が規定されています。

●教育の義務（第26条第2項）

これは、第26条第1項が定める「教育を受ける権利」を確実に保障するための規定です。つまり、普通教育は、国としては、民主国家の存立、繁栄のために必要であり、また、親としては、子どもの人格の完成に必要な不可欠なものであるということから、保護する子どもに対する義務としても定められているのです。

この義務の具体的内容については、「教育基本法」や「学校教育法」に定められています。

●勤労の義務（第27条第1項）

この義務は、働ける者は、自らが働くことによって、その生活を維持すべきだということであって、それ以上に国が国民に対して勤労を強制できるという意味ではありません。

また、この義務は、日本のような社会国家（国家が国民の生活を保障する責任を負う＝福祉国家）においては、働く能力があり、その機会もあるのに、働く意欲をもたず、実際に働かない者に対しては、生存権の保障（生活保護など）が及ばないなどの不利益な扱いをされてもやむを得ないという意味が含まれていると解されています。

●納税の義務（第30条）

国民の納める税金がなければ、国家を維持・運営していくことはできませんから、当然の義務だと解されています。

もし、国民が納税の義務を果たさなくなってしまうたら、私たちが、毎日、当たり前のように利用している色々なサービス（水道、道路、公園、公立小学校・中学校、救急車、消防車、ゴミの処理など）が受けられなくなってしまうます。

この義務の具体的内容については、「所得税法」などに定められています。